

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年度（2020年度）第13回（定例会）

署名人 喜屋武裕江  
教育長 田端 一正

開催日時 令和2年（2020年）11月11日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時05分

開催場所 那覇市役所12階 第2研修室

## 出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、松田信男副参事、平良俊弥主査、平安真希子主査

（市民スポーツ課）高里浩課長、島袋久美子主幹、座波園美主査

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

（学校教育課）佐久田悟課長、島袋元治副参事

議事日程 ※報告1、報告2、議案第26号、報告3は非公開案件。ただし、報告2、議案第26号、報告3は  
議会へ提案後に公開。

1 報告1 教育長が臨時代理したことについて

※職員人事（管理職兼務発令）について【総務課】

2 報告2 那覇市体育施設指定管理予定候補者選定の答申について【市民スポーツ課】

3 議案第26号 那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について

【市民スポーツ課】

4 報告3 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【学校教育課】

5 議案第27号 第3次那覇市教育振興基本計画の素案について【総務課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 はいさい。季節の変わり目ですが、どうぞ、お体にお気をつけてください。

それでは、令和２年度第１３回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は喜屋武委員にお願いします。本日の議事日程をご覧ください。議事日程５番の議案第２７号の案件名が修正になりました。前にお配りしました議事日程では「第３次那覇市教育振興計画（案）について」となっていたのですが、これを「素案について」と修正いたしました。よろしくお願いいたします。

まず始めに、会議の非公開について委員の議決を諮りたいと思います。報告１は人事に関する案件のため非公開とすることが適当であると思われます。また、報告２及び議案第２６号と報告３は議会へ提案前の内容が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。ただし、報告２及び議案第２６号と報告３の会議録は、議会へ議案の提出後に公開したいと思います。それでは、報告１と報告２及び議案第２６号と報告３を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは、非公開とします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 次に、報告２「那覇市体育施設指定管理予定候補者選定の答申について」と議案第２６号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は関連しますので、一括して説明をお願いします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 報告２「那覇市体育施設指定管理予定候補者選定の答申について」、みだしのことについて別紙のとおり報告する。令和２年１１月１１日提出。教育長 田端 一正。  
報告理由 本市の指定管理制度に関する運営指針に基づき、令和２年９月２５日付け諮問第５号により那覇市スポーツ推進審議会に諮問したみだしのことについて、令和２年１０月２８日付けで別紙のとおり答申を受けたので報告する。

続きまして、議案第２６号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」、みだしのことについて別紙のとおり市長に申し出る。令和２年１１月１１日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市体育施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。詳細は市民スポーツ課から説明します。

田端教育長 高里市民スポーツ課長、お願いします。

高里課長 それでは、報告２の資料で答申の概要について、ご報告いたします。答申書のかみをご覧ください。令和２年９月２５日付、那覇市スポーツ推進審議会へ諮問いたしました「那覇市体育施設指定管理予定候補者の選定について」、令和２年９月３０日開催の第２回那覇市スポーツ推進審議会にて審査が行われました。応募につきましては２ヶ月間公募いたしまして、その結果、特定非営利活動法人那覇市体育協会の１団

体から応募がございました。審議会の委員は正委員7人と臨時委員2人の9人おりますが、2人の委員が応募団体と関係することから辞退の申出がありましたので、7人の委員で審査が実施されております。提出書類及びプレゼンテーションを基に各委員が審査いたしまして、総評価点805点のうち、特定非営利活動法人那覇市体育協会が605点の合計評価点を得ましたので、可否の判定基準である6割を超えたことから、那覇市体育施設指定管理予定候補者にふさわしい団体であることを全会一致で確認されております。なお、付帯意見として4ページをご覧ください。

今後はより市民ニーズを捉え、「障がいの有無にかかわらずすべての人がスポーツを楽しめるイベントの増」に期待したい。

数値目標を設定し、計画的な運営を図られたい。

協働のまちづくりを促進する取組の更なる展開を望む。

各種SNSを活用した若年層への広報拡大と利用促進、PRの実施を期待する。

指導者の資質向上に係る定期的な研修会の実施と必要な資格制度のシステム化を図られたい。

最後に、コロナ禍での安全確保と同時に利用促進を図る取り組みが必要である。以上、6項目の付帯意見がありました。本答申につきましては、令和2年10月28日に那覇市スポーツ推進審議会会長から教育長へ答申書の手交が行われております。報告は以上でございます。

続きまして、議案第26号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は、先程の答申がございまして、11月議会に上程するものでございます。2ページ目が議案の内容となっております。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、11月議会に提出するものです。管理を行わせる公の施設として、那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、那覇市民首里石嶺プールの3施設でございます。指定管理者となる団体は、団体名 特定非営利活動法人那覇市体育協会、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

田端教育長      ただいまの件、報告3と議案第26号について、ご意見ご質問等をお願いいたします。平良委員、どうぞ。

平良委員      新聞報道にありました県の指定管理者の応募がなかった件に関連して。もし、指定管理者の応募がなかった場合、那覇市の場合はどのような形で施設を運営するのか教えていただけますか。

田端教育長      高里市民スポーツ課長、どうぞ。

高里課長      先日、県立博物館・美術館の指定管理者の応募がなかったというお話がございましたが、県の方は再公募という形になっていまして、那覇市の施設につきましても1回

目の応募がなかった場合は再公募いたしますが、指定管理料を財政当局と調整を行った上での話になります。どういう形になるのか想定しておりませんが、手続き上は再公募をして、11月議会には間に合いませんので2月議会に提案という形になります。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 那覇市スポーツ推進審議会の答申書の付帯意見(6)に、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少している状況であるとの記載がある。先程の新聞報道の件にもあるように、昨年の県立博物館・美術館の入館者は過去最高だったけれども、それでも2,500万円の赤字が出ていると。これでは指定管理団体は運営が成り立たないわけだから応募しないと。県立博物館・美術館のような形になっていくと、大事な市民のスポーツの機会が大変薄くなるということもあり得るので、この5年間、コロナ禍の状況において指定管理料を増額するような取り組みがありますか。

田端教育長 高里市民スポーツ課長、どうぞ。

高里課長 これにつきましては、昨年の2月からコロナの影響がありまして、今年度も非常に大きな影響がございます。財政措置としまして、本市の指定管理施設の一部、那覇市の体育施設、那覇市ぶんかテンプス館、パレット市民劇場の3施設につきましては、安定的な運営を図られるようにということでの財政支援を行うということでございます。具体的には、昨年度の2月、3月のキャンセルになった分を今年度の11月補正で予算措置をする予定です。令和2年度につきましては、臨時交付金を活用しまして、安定的な運営が図られるように指定管理者への支援ということで、支援金をこちらも11月補正で計上しているところでございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見ご質問がないということでありますので、まず、報告2「那覇市体育施設指定管理予定候補者選定の答申について」は終了いたします。議案第26号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第26号「那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は、議決いたしました。

次に、報告3「市長の専決処分(学校事故)の議会報告について」の説明をお願いいたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 報告3「市長の専決処分(学校事故)の議会報告について」、市長の専決処分(学校事故)の議会報告について別紙のとおり報告する。令和2年11月11日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の規定について(平成12年3月24日議決)により専決処分した学校事故に関し、地方自治法第180条第2項の規定)に基づき市議会(11月定例会)に報告するので、この件を報告する。詳細は学

校教育課より説明します。

田端教育長 島袋副参事、お願いいたします。

島袋副参事 1 ページをご覧ください。報告理由説明を読み上げます。

令和2年7月28日（火）午後5時頃、那覇市立与儀小学校敷地内で教員が草刈り機を使用して作業を行っていたところ、小石が道路側に跳ね、信号待ちで停車中の乗用車の窓ガラスを破損させる事故がありました。過失割合は那覇市が100%で、相手方は0%となり、損害賠償額は1万4,200円となっております。損害賠償金については、本市が加入している全国市長会学校災害賠償保険が適用されます。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年3月24日付で市長の専決処分事項として規定された1件200万円以下の損害賠償として、令和2年11月5日に当該事項の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものです。

2 ページは市長から議会に提出する報告のかがみになります。3 ページは専決処分書になります。4 ページは示談書、5 ページは実際の事故発生場所の資料です。6 ページは被害状況の写真です。国道330号線で停車中の車に小石が当たって助手席の窓ガラスが割れたということになります。説明は以上となります。

田端教育長 しばらく資料等をご覧になっていただきたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 怪我人は。

島袋副参事 幸い人の怪我はありませんでした。

本仲委員 この写真を見るとかなり助手席にガラスの破片が。

田端教育長 助手席には人が乗っていなかったということですね。

島袋副参事 はい。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 発生の時間帯が午後5時ということで、児童が歩く場所なのですごい衝撃を受けています。最近オープンしたセブンイレブンの直ぐ向かいで人が歩く時間帯なので。これだけの威力の小石が飛ぶことにびっくりしています。PTA作業でも草刈り機は使用していて、石が飛ぶからということで児童を寄せないような形でやるようにはしていますが、これだけの破壊力があることを改めて思ったので、防護ネットを使わないと相当危ないなと思いました。一応、PTA作業中の怪我は保険が効くということになってはいますが、お見舞い程度というか、そこまで大きな金額ではないので、人に当たっていたら保険どころの怪我で済まないなと思いました。防護ネット使用の促進など、学校に声掛けを行っていただきたいと思います。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 この事故を受けまして当初は施設課が対応しておりました。施設課から学校への通知文として、作業時の安全確認の手順、ホームセンター等で調達できる透明なアクリ

ル板の設置などで対策するようにという通知をして各学校に周知しております。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 事故を受けて感じたことを。学校現場にいた人間からするとPTAはすごくありがたいと思うのは、今、11月で運動会シーズンですね。運動会シーズンを控えると学校ではPTA作業で校内をきれいにしますが、今年はコロナの影響で運動会もないので学校は大変苦勞しているなと思っています。午後5時頃ということで、こんなことを言うと誤解があるかもしれないが、この教諭は校長からすると褒められるべきではないかと思います。通常業務をやりながら作業をしているので。だからコロナの影響は大きいなというようなことを聞いて感じました。

田端教育長 平良委員、どうぞ。

平良委員 この学校の壁は、以前はコンクリートだったと思います。コンクリートの時には飛ばない形でしたが、今は網になって抜けて通ってしまったと思います。学校の外壁の部分が変わったということで注意喚起していただきたいと思いました。

田端教育長 今回はたまたま人身事故には至りませんでした。同種の事故はどこでも起こりえることであります。いろいろな用具を活用しながら、これを機会に、学校での作業の安全確保をしっかり進めていただきたいと思います。管理職研修会等でもしっかり注意喚起を促すような形でお願いします。佐久田学校教育課長、いかがでしょうか。

佐久田課長 校長連絡協議会や教頭連絡会等もありますので、そういう場を活用して、再度、学校に周知して参ります。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 草刈り作業は非常に危険です。過去に刃が飛んでいったことがあるので、安全点検を徹底してやらないと。午後5時頃はまだ子ども達も残っている時間帯かもしれない。注意喚起をお願いしたい。

田端教育長 大掛かりなPTA作業でも起こりえる事故なので、これを機会に、しっかり注意喚起をお願いします。ほかにありますか。大丈夫でしょうか。それでは、報告3「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」は終了したいと思います。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。次の議題に移ります。各課の所属長の皆さん、ご参加ありがとうございます。それでは、議案第27号「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第27号「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」、第3次那覇市教育振興基本計画の素案を別紙のとおり決定する。令和2年11月11日提出。教育長田端 一正。提案理由 第3次那覇市教育振興基本計画の素案を決定するので、この案を提出する。総務課が説明します。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 本日の議案につきましては、素案の決定ということで、ほぼ完成版になろうかと思っています。最終的に3月の教育委員会会議で決定いたしますが、今日がある意味最終版ということになります。素案が決定いただけますと、パブリックコメントや議会への説明を行いまして、若干の微調整もあるかと思いますが、それにつきましては、3月の最終の決定の段階でご説明いたします。今回は前回からの修正箇所について、担当から説明いたします。

田端教育長 平良主査、お願いします。

平良主査 前回の会議で使った資料について、ページの修正やページがずれているところがありましたので、今回新たに配布しております新しい資料で説明いたします。前回、委員の皆さまからいただいたご指摘やご意見については、右上に資料と書かれた資料にまとめております。委員からのご指摘以外の部分についても修正が入った箇所がありますので、そちらも併せて説明します。

それでは、前回の計画案からの主な変更点についてご説明いたします。

全体に係る修正箇所として脚注を入れました。計画によって脚注にも巻末表示などいろいろと表記方法がありますが、見やすさを重視しまして、脚注が必要な語句と同じページの下の部分に脚注を入れ込む方法をとっています。脚注を入れることに伴って文字の分量が増え、その分、若干ですがレイアウトなどをも修正しております。

また、ページについては、先日、第3次教育振興基本計画の策定委員会を開催し、その策定委員会場で「書籍など、通常は見開きの右側に奇数のページがくるように配置されている」との指摘がありましたので、今回、ページの振り分けについてもそのように修正しております。具体的には、前回の教育委員会会議の際は、第1章の「計画の策定にあたって」というページからページをカウントしていたのですが、こちらを冒頭部分の「はじめに」からページをカウントしております。「はじめに」とその次の「目次」については、ページ番号は打たれていないのですが、これらのカウントすることで右側に奇数ページがくるようにしています。この表記方法は総合計画も同じ表記方法をとっていますので、同様の形としております。

それでは、個別の項目について修正箇所を説明いたします。

まず、17ページ、脚注部分ですが、校区まちづくり協議会に関する記述の中に、現在の校区まちづくり協議会の設立数を入れています。こちらは前回、喜屋武委員よりご意見いただいた部分となります。校区まちづくり協議会については、どの程度の情報をここに記載するのか迷った部分でもあります。あくまでも市長部局が所管する部分ということもあり、こちらでは、現在の設立数にとどめています。

続いて23ページ、(2)②部分に、小中一貫教育に関する記述をより詳しく記載しています。ここに前回、本仲委員よりご意見がありました、小中一貫教育の目的の一つである、中学校入学時の不安の解消という部分もこちらに盛り込んでおります。

また、学習活動について、仲本委員よりご意見がありました、児童生徒が主体的に取り組む必要性もこちらに記載しました。ただ、児童生徒の主体性については、現状部分にもニュアンスをいくつか入れたり表現の仕方を変えたりして盛り込んでいます。

続いて、25ページ(2)キャリア教育の部分ですが、こちらに「社会に開かれた教育課程」を重視する必要性を盛り込んでいます。こちらは喜屋武委員からの提案を受けての部分で、どのようにキャリア教育を実施する必要があるのか、よりわかりやすくなったと思います。また、この施策2について、31ページの(2)の新たに下線で追記している部分もそうですが、新学習指導要領からの記述もいくつか入れ込んでおります。

続いて32ページ、大きな項目の6「ICT教育の充実」の部分です。こちらは第2次計画から引き続き掲げている取り組みですが、GIGAスクール構想の推進を受けて、内容をより具体的にして、ボリュームをもたせております。

続いて43ページ、課題の(1)と(2)になります。こちらは前回までは「学習プログラムの研究・開発及び学習情報の提供・相談の充実」をひとつにまとめていた項目です。課題の部分ではひとつにまとめていたのですが、具体的な取り組みの部分には、学習情報の提供についてしか挙げていなくて、学習プログラムの充実に関する取り組みについては触れていませんでしたので、課題・取り組みを整理し、2つに分けました。具体的な取り組みについては、次の44ページの(1)で、まずは学習プログラムをどのように充実させていくかという講座の内容に関する指針に、そしてWeb会議システムなどの対面式以外の受講スタイルも可能にしていくという学習プログラムの提供方法に関する市民ニーズとどちらも充実させていく旨を盛り込んでいます。

続いて52ページ、(3)③ですが、スポーツ少年団の活動ですとか、部活動における過剰な運動が児童生徒の発育に悪影響を及ぼさないように、ガイドラインの順守を徹底できないかというご意見もありましたので、こちらに「那覇市運動部活動の在り方に関する方針」について述べ、スポーツ活動の適正化に取り組む旨を入れていきます。方針の名称は部活動ですが、この方針がスポーツ少年団の活動にも準用されるということを冊子の脚注部分に入れております。

また、仲本委員からありました「運動を苦手とする児童生徒へのアプローチについても必要ではないか」とのご意見について、具体的には県の体育専科の配置などについても、計画に入れるべきか検討しましたが、やはり体育専科の配置などは県の事業であるということから、ここに記載することは見送っています。ただ、やはり児童生徒がスポーツに親しむきっかけづくりということは大事なことでありますので、全く記述がないというわけではなくて、この部分については(3)①に含まれているということで文章はそのままにしています。主な変更箇所の説明は以上となります。

田端教育長 平良主査から説明がありましたとおり、別紙資料は10月26日の2回目の協議の際にご指摘いただきました内容の対応について記載しております。今回、その内容を説明していただきました。しばらくご覧になって、ご意見ご質問等いただきたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今回の計画の率直な感想として、本当に素晴らしく仕上がったと感じています。感想としては2つ。1つは、この計画の中に「はじめに」という部分を入れたこと。例えば、本を読む時には「はじめに」というところは必ず目を通しますよね。「はじめに」の部分を読むと、今後どういうことが触れられているのだと非常に具体的にわかりやすく文章を作成していると思いました。例えば、まず令和という新しい時代を迎えるということ。それから社会はグローバル化の進展や人工知能も含め飛躍的に技術革新がされている。一方では少子化で社会構造が大きく変化している。今後、予測できない時代を迎えていますよというところから始まる。そして学校現場では「新学習指導要領」が本格的に実施され、持続可能な社会の創り手となることが示されていること。「沖縄県SDGs特区化」というような内容も今朝の新聞にありました。その辺りのことも完璧に触れられている。そしてこの計画は、今後5年間の那覇市の教育の方向性を示すものだということが説明されているし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、社会が大きな変化の中にあっても、安全安心な教育活動に優先するという立場で子ども達の学びの保障に取り組んでいくということ。このコロナの状況はまだ混沌としていて、もしかしたら今後も予断を許さない時代を迎えるのではないかと読み取れるような感じがしました。また、那覇市の教育はどこに課題があって具体的にどのように取り組みますというのが各章で述べられている。方向性がわかるような書き方になっているので、この「はじめに」という部分は、素晴らしく良く書けているなと思いました。

2つ目は、脚注が入っているところですね。私達はお互い同じ業種にいてわかったつもりで話を進めますが、この計画はいろいろな方が読むわけですよ。専門用語は脚注できちんと説明しているのですごく良かったなと感じました。GIGAスクールのことにも触れられている。私は個人的に週に1回、過去に県や市の中心となって活躍していた先輩方との交流をもっています。昨日も会いました。子ども達一人一人にパソコンが配布されることにびっくりしていました。先輩方が若い時にはガリ版でテストを作っていた世代の方達ですから。非常にびっくりしていた。世の中はこのように進んでいて、むしろ日本は世界に比べると遅い方だと思いますよと会話をしました。各課も割り当てられた脚注を苦心して文章化したのだろうなと考えると、本当にご苦労さまでした。私の感想です。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 ほとんど本仲委員がおっしゃっていましたが。とても読みやすくなりましたし、す

ごくわかってほしい、伝えたいという思いが伝わるような計画になっていると思います。内輪だけで5年間こうしようねということではなく、多くの市民に向けて、こういう計画で動いていますよと伝えようとしているので、すごく洗練されたなと思いました。一つ一つの文の表現がすごく意志が読み取れるように修正されているので、この1か月頑張っただけで内容を詰めていただいたなと思います。私達の思いも反映していただきました。ありがとうございました。

田端教育長      ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員      もう一度読み返していつまで意見は出せますか。

田端教育長      仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長      3月の教育委員会会議で最終決定いたします。2月後半に内部の策定委員会がございますので、そのあたりまででしたら可能です。ただ、あまりにも大幅な修正は所管課の方も大変苦勞しますので、よろしくお願いいたします。

本仲委員      那覇市教育委員会となっているので、責任を共有する意味でお聞きしました。

仲程課長      よろしくお願ひします。

田端教育長      より良いものに練り上げていきたいと思いますので、お気づきの点があれば、随時、ご意見をいただきたいと思います。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員      2回の協議でここまでわかりやすく仕上がっているのも本当に驚きと感謝です。ありがとうございました。私が伝えたいことは本仲委員からすべて伝えていただきました。また、一般の市民の方のパブリックコメントを受けてより良いものになっていくのかなと期待しておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

田端教育長      平良委員、健康教育や子ども達の生活リズムなど、ご意見ご質問ありますでしょうか。

平良委員      そうですね。今回、脚注が挿入されて各事業の内容が非常にわかりやすくなりました。あと、就学援助を受けた児童生徒数の表の項目の中に「認定率」というものがあります。下の方に認定率の定義として「全児童生徒数に占める就学援助を受けた児童生徒の割合」とありますが、認定率とは「申請した児童生徒数に占める認定した児童生徒数の割合」ではないかと思いました。

田端教育長      森田学務課長、お願いいたします。

森田課長      「認定率」の表現につきましては、例年、脚注にある定義で「那覇市の教育」も表現していますので、今回も同じ定義で表現しています。

平良委員      わかりました。

田端教育長      申請という手続きにこだわらず、認定を受けた子どもの割合ということです。その方が全体をつかみやすいのではないかと。これまで通りの定義であります。それから29ページに「朝食を毎日食べている児童生徒」調査結果の表がございます。コロナ禍での状況もありますし、また、沖縄の貧困はずっと話題にあがっています。今

後5年間でどういうふうに変わっていくのか。手立てとしてどうしたらいいのか。家庭教育の内容ではありますが、その辺りのご意見もいただければと思います。平良委員、どうぞ。

平良委員 「子ども食堂」というボランティア活動がありますが、活動している方達と教育委員会との連携などがありますか。

田端教育長 「子ども食堂」の情報収集や繋ぎの面で関わりがありますか。山下教育相談課長、どうぞ。

山下課長 定期的な連絡会などで情報交換を行っています。また、関連資料の提供を受け、子ども寄添支援員を通して各家庭へ情報提供を行っております。

田端教育長 実際に子ども寄添支援員からですか。

山下課長 「子ども食堂」は市長部局の所管でございますので直接は関わってはおりませんが、定期的な連絡会をもって情報を共有しております。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 福祉部を通して、地域の方々が「子ども食堂」やその他支援の申し出があります。学校教育課が学校へ繋いだ事例もございます。

田端教育長 山内生涯学習部長、どうぞ。

山内部長 事例として、昨年度、首里公民館で地域団体と連携し「子ども食堂」を企画していました。現在、活動はしておりませんが、コロナが落ち着いたら活動を再開するのではないかと思います。

田端教育長 子どもの貧困問題への対応は、特に福祉部と連携する部分ではありますが、一番の繋ぎ手は子ども寄添支援員です。子ども寄添支援員が情報をもっていますので、そこから繋いでいるという現状にあります。引き続き状況を共有して連携を取ることが大事だと考えています。コロナがいろいろな事業で影を落としています。先行きがまだまだ不透明なところではありますが、引き続き、各課の事業等を中心に取り組んでいきたいと思います。本仲委員、何かご指導いただけないでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 生活リズムの項目を皆さんと共有したい。小学生では最低9時間の睡眠時間が必要だという話を以前しました。低学年であれば本当は10時間とか12時間の睡眠が本来必要になるわけです。登校から下校という一連の生活リズムがありますので、子ども達の学習のための脳の目覚めには学習の2時間前には起きたほうがいいですよと脳学者からの提言もある。8時半に授業が始まるので2時間前というと6時半。6時半から逆算すると午後9時半の就寝。そうすると9時間の睡眠時間が確保される。これは学校だけで頑張ってもどうしようもないわけですよ。やはりPTAや保護者、家庭の協力が必要になる。子どもの健やかな心身の発達と成長を促すためにはこれだけの睡眠時間が必要。学力や心を育てる大きく支える部分です。それから「朝食」も非常

に大事だということを共有したいと思います。前の県の教育長がこういうことを言っていました。日本のお母さんはたった一言子どもに教えていた。「他人に迷惑をかけてはいけませんよ」。沖縄では「やーなれーふかなれーどー」とお母さんが子ども達に教えていた。私も子どもの頃よく教えられました。「やーなれーふかなれーどー」。その次のとどめの言葉が「でーじどー」。「人に迷惑をかけてはいけないよ」につながると思います。こういうことも話していました。「教育を大河の流れに例えるとその一滴は家庭教育にある」と。だから学力や心の成長につながる睡眠や朝ご飯は、学校だけではなく家庭や地域も含めて。例えば、夏休みのラジオ体操がありますよね。最初の1週間は大勢参加しますが、夏休みが終わる頃になると、1人、2人いるかいなか。私が思うに子ども達の生活リズムに即していない。6時とか6時半に始めている。私の理論からするとまだ寝ている時間帯。早く起こしてラジオ体操に行かせてはんこをもらいにいくという実態が現実的ではないといつも伝えていたが反発されていました。保護者から6時から6時半に始まらないと仕事に間に合わないと言われたらそれでまでなので。その辺りの課題を共有したい。生活リズムという文言を見るたびにいつも思い出します。感想です。

田端教育長

ご意見ありがとうございます。仲本委員、どうぞ。

仲本委員

子ども会へ入会するご家庭がかなり減って子ども会が維持できない状況にあります。ラジオ体操の当番が一部の保護者に負担がかかり、子どもも集まらない、負担も大きいということで、毎年、子ども会が減っている状態です。子ども会は寝巻きで行ける距離間に1つずつあるという感じですが、仕方がないので、広域化している傾向にあります。夏休みのラジオ体操はとても有意義ではありますが、継続できない地域がかなりあって、うちの地域にないとの相談がPTAにあります。PTAではなくて地域の子ども会ですよと説明してもなかなか難しいところがあります。地域力が低下している状況で良い仕組みがないか、小学校のPTAをやっている時に感じていました。

田端教育長

本市の課題ということになりますでしょうか。ほかにありますか。大丈夫でしょうか。先程、説明がありましたとおり、多少の文言の修正と新たな項目の挿入であれば、構成上、課題と取り組みは常に対応した形で作成されていますので、随時、ご意見いただきたいと思います。大丈夫でしょうか。それでは、議案第27号「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

田端教育長

議案第27号「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」は、議決いたしました。以上をもちまして、令和2年度第13回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

|        |                                        |         |
|--------|----------------------------------------|---------|
| 報告1    | 教育長が臨時代理したことについて<br>※職員人事（管理職兼務発令）について | 承認      |
| 議案第26号 | 那覇市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について          | 原案どおり可決 |
| 議案第27号 | 第3次那覇市教育振興基本計画の素案について                  | 原案どおり可決 |